

平成31年2月28日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成31年2月28日  
開会 14時30分 閉会 14時45分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 小川純文 副委員長 谷口和弥  
委員 荒貴賀 内山美穂子 中橋友子 乾邦廣  
議長 芳滝仁
- 4 傍聴者 小島智恵 折原記者（勝毎） 鰐淵記者（道新）
- 5 事務局 事務局長 細澤正典 議事課長 林隆則 庶務係長 遠藤寛士
- 6 審査事件および審査結果 別紙のとおり
  - 1 付託された陳情の審査について
    - (1) 陳情第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求める陳情書
  - 2 意見交換会の開催結果について  
開催結果の要約版については、内容を確認の上、意見等があった場合はお話いただきたい。最終報告書としてまとめたものは議長に提出する流れとなる旨、議事課長より説明。最終報告書の内容については、委員長、副委員長に一任とした。
  - 3 その他

総務文教常任委員会委員長 小川純文

## ◇審査内容

(開会 14:30)

○委員長(小川純文) ただいまから、総務文教常任委員会を開催いたします。

お手元にある議案に従って進めていきたいと思っております。

1番、付託された陳情の審査についてでありますけれども、この案件につきましては、陳情ということでございますので、インターネット中継をさせていただきます。

それでは、(1)陳情第1号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求める陳情書であります。この陳情書につきましては、皆さまのほうに先般からお送りしてあると思っておりますので、お目通しはいただいていると思っております。その中で、まずはじめに、ご確認をさせていただきたいと思っております。議会基本条例第7条第4項では、「請願及び陳情の付託を受けた委員会は、これを町民による政策提案と位置づけ、その審査においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設ける」というふうになっておりますが、本常任委員会に付託された陳情第1号の審査に当たり、提案者の意見を伺う必要があるか否かについてご意見をいただきたいと思います。

ご意見のある方、挙手をよろしくお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

○委員長(小川純文) それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

この関係につきまして、陳情者の意見を伺うか否かでございますけれども、ご意見賜りたいと思っております。

谷口副委員長。

○副委員長(谷口和弥) この陳情の中身については、大変詳しい中身でもって、今回の夫婦別姓についての考え方を示していただいたのだというふうに思います。

陳情者の方が、特にこの委員会において説明したいということであれば、それはお受けしますけれども、そうでないということであれば、私はこのまま委員会の中で審議を進めることで問題はないのではないかというふうに考えます。以上です。

○委員長(小川純文) 今、谷口副委員長から意見がございましたけれども、ほかにご意見はございますか。

(なしの声あり)

○委員長(小川純文) それであれば、意見を聴く機会は必要ないのではないかというご意見でありますので、本陳情の審査に当たりましては、提案者の意見を聴く機会は設けないということにいたしたいと思っております。

それでは、本陳情について委員の皆さんのご意見を伺いたいと思っております。ご意見のある方は挙手をお願いします。

内山委員。

○委員(内山美穂子) 今、谷口副委員長の言うように、大変詳しい説明内容になっております。日本の法律では結婚した時に一方の姓を名乗ることになっており、別姓を選べないということに苦しんでいる人たちがいるという現状があります。このために、婚姻届を出さずに結婚生活を送るという事実婚が増えていることも、承知しております。

提出された陳情書で、さまざまな問題が挙げられているように、事実婚の場合、法的

に結婚していると見なされないため、税金の配偶者控除や相続税、年金などの面で当事者に不利益なことが生まれています。また近年、結婚前に築いてきたキャリアが分断しないよう旧姓の通称使用をする人も増えていきますし、一人っ子同士の結婚で姓の継承について当事者が苦悩しながら結婚に踏み切れないといったケースがあります。このような問題を解決するために、これまでのあり方を見直して、選択肢を設けるということは大変重要と考えます。この陳情書に書かれていることは、女性が働きやすい環境、多様な家族のあり方や生き方が受け入れられる社会を実現するために重要な課題と認識しています。以上です。

○委員長（小川純文） ほかにご意見はございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 選択的夫婦別姓制度を法制化してほしいという、この運動といえますか、働き掛けそのものは長年にわたる歴史がありまして、今ここで、何とか法制化してほしいというのは、本当に、ある意味遅い課題でもあろうかというふうに思います。

日本の場合には歴史的な背景がありまして、長い間、家父長制度というようなものもあり、また、姓そのものも与えられなかった時代も長くあったというようなことがありますから、諸外国の歴史から比べて、特別な夫婦同姓に関わる、法律で結婚した場合にはどちらかを名乗らなければならないという背景には、そういった日本の長い歴史的な背景があったということも十分承知をするところです。

しかし、これだけ国際化が進む中で、やはり、今、内山委員が言われましたような直接の姓を変えることによる不利益というのが、どんどんどんどん拡大されてきて、陳情者そのものも、ここで番号を振って出されていますけれども、これだけではないということになります。

私、特に私自身が体験する中で、この問題でいえば、外国人と結婚された場合の戸籍のあり方、氏の名乗り方という点で、本当にご苦労されているというような事例を、この地元、幕別においても見聞きしております。

やはり、国際化の中で、これだけ日本だけが別姓を認めないということについては、歴史を認めながらも、これからはやっぱり変わっていかなければならないだろうという視点に立ちます。そうすると、当然ここに書かれている陳情の趣旨、内容については本当に達成すべきことであり、法改正は急いで取り組まなければならない課題だろうというふうに認識しています。

○委員長（小川純文） ほかにご意見はございませんか。

乾委員。

○委員（乾邦廣） 今、私もこの陳情、夫婦別姓制度の法制化を求める陳情に対しましては、今やっぱり、いろいろな生き方をする時代でもあるし、個人の意見も尊重される時代になってきておりますので、この陳情については、私も理解をするところであります。

ただ、どうして日本の国は進まないのかと、そういう疑問は私も実は持っておりますけれども、最高裁の判例も夫婦同姓は合憲だとするような話も出ているのだろうし、また、国には夫婦別姓の議論もされておりますけれども、一向に進まない。どうしてこんなに進まないのかと。これはやっぱり、ちょっと考え方が古い人たちが多いのかと考えておりますけれども、私はこの陳情に対しましては理解をいたします。ただ、きょうこ

ここで決を採るのではなくて、また近いうちに、7日か8日に委員会がありますね。その時まで継続でいいのではないかと思うのですが。

○委員長（小川純文） ほかにご意見はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小川純文） ないようであれば、陳情の内容については、おおむね皆さん理解をされておりますけれども、この陳情については、結構な中身の深い案件でもございますので、次回の委員会までの継続審査という形を取らせていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（小川純文） それでは、継続審査とさせていただきます。

以上で委員会のインターネット中継を終了させていただきます。

また、この案件に対しましての資料等も用意できましたら、また、皆さまのほうに送付させていただきたいと思っておりますので、熟慮のほど、よろしく願いをいたします。

それでは、陳情第1号は以上で終わらせていただきます。